

令和3年8月23日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市地方独立行政法人
大阪市民病院機構評価委員会
委員長 山崎 芳郎

意見書

大阪市地方独立行政法人評価委員会条例（平成30年2月26日条例第2号）第2条及び地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成26年9月30日規則第192号）第8条に基づく、地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務実績に係る大阪市長の評価に対する本評価委員会の意見は、下記の通りである。

記

地方独立行政法人大阪市民病院機構の令和2事業年度の業務実績に係る大阪市長の評価について、異論はありません。

なお、評価委員会にて、次年度以降の評価等について、別紙のとおり議論があったので、今後の参考とされたい。

- (1) 【評価番号6】【評価番号7】十三市民病院の医療について
今後も、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受けるため、状況に応じた評価ができるよう検討されたい。
- (2) 【評価番号8】住之江診療所の医療について
目標設定について、数値目標も含め、検討されたい。
- (3) 感染症に対する評価について
大規模な感染症の発生時に対応した際の評価が臨機応変にできるよう検討されたい。
- (4) 評価方法について
有事の際には、現行の評価方法で評価することが困難であるため、状況に応じた評価方法について検討されたい。